

高松市こども未来館プラネタリウム投影用番組（令和6年度夏番組）制作業務に伴う企画コンペ実施要領

1 目的

高松市こども未来館のプラネタリウム投影において、その内容を充実させ、子どもたちが天体や宇宙に興味や関心を抱き、かつ、夏休みの自由研究の題材となりうる、より優れた番組を制作することを目的とする。

番組の選定に当たっては、事業者の提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した番組を選定するため、企画コンペを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

高松市こども未来館プラネタリウム投影用番組（令和6年度夏番組）制作業務

(2) 業務内容

「高松市こども未来館プラネタリウム投影用番組（令和6年度夏番組）制作業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期限

令和6年7月19日

3 参加資格

本企画コンペへの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 過去2年間に、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体が運営するプラネタリウムを有する施設に番組の納入実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（該当候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - エ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員等の統制の下にある者

4 スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりとする。

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和6年4月15日（月）
参加表明書等の提出期限	令和6年5月10日（金） 午後3時
参加資格審査結果の通知	令和6年5月17日（金）
提案公募に対する質問書受付期限	令和6年6月 7日（金） 正午
質問への回答	令和6年6月10日（月）まで 随時
質問書閲覧期間	令和6年4月15日（月） ～令和6年6月14日（金） 午後3時
企画書等の提出期間	令和6年5月17日（金） ～令和6年6月14日（金） 午後3時
選定結果の通知	令和6年6月末 頃（予定）

5 資料の交付

(1) 資料名

- ア 高松市こども未来館プラネタリウム投影用番組（令和6年度夏番組）制作業務に伴う企画コンペ実施要領（本書）
- イ 高松市こども未来館プラネタリウム投影用番組（令和6年度夏番組）制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）
- ウ 参加表明書（様式第1号）
- エ 会社概要書（様式第2号）
- オ 業務実績書（様式第3号）
- カ 質問票（様式第4号）

(2) 交付方法

高松市健康福祉局こども未来部こども未来館ホームページ（高松市ホームページ「もっと高松」内）上からのダウンロードによる。

URL : http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/sonota_boshu/kobo_propo/2024_summer.html

6 参加表明書等の提出に関する事項

- (1) 本提案公募への参加に当たっては、次の書類を提出すること。
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要書（様式第2号）
 - ウ 業務実績書（様式第3号）記載した業務の契約書等、業務実績が客観的に把握できる書類の写しを添付すること。
- (2) 提出部数
1部
- (3) 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限
 - ア 提出方法
郵送（一般書留又は簡易書留に限る）又は持参。（持参の場合は、午前9時から午後5時まで。休館日を除く。）
 - イ 提出先
高松市健康福祉局こども未来部こども未来館
〒760-0068 高松市松島町一丁目15番1号 たかまつミライエ3階
TEL (087) 839-2571
FAX (087) 839-2575
E-mail sienseibi@city.takamatsu.lg.jp
 - ウ 提出期限
令和6年5月10日（金） 午後3時まで
提出期限までに到着したものに限り受理する。
- (4) 参加資格審査結果の通知
参加資格について令和6年5月17日（金）までに通知する。
参加資格者として該当しなかったものには、その理由（非該当理由）を通知する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問
本企画コンペに関する質問は、質問票（様式第4号）により行うものとし、FAX又は電子メールの方法によるものとする。なお、電話にて受付の確認を行うこと。
- (2) 質問の受付先
6(3)イに同じ。
- (3) 質問の受付期間
令和6年6月7日（金） 正午まで。
- (4) 質問に対する回答
回答は、その都度、質問者にFAX又は電子メールにて行う。
なお、質問と回答の内容に関しては、高松市健康福祉局こども未来部こども未来館ホームページ（高松市ホームページ「もっと高松」内）に掲示することとし、掲示の期間は、質問者に回答を行った日から企画書等の提出期限までとする。

- (5) 受け付けない項目
 - ア 電話、口頭等による質問
 - イ 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
 - ウ 受付期間以外の質問

(6) その他

当該回答文書は、本要領に対して、追加又は修正したものとみなす。

8 企画書等の提出に関する事項

(1) 提出書類等

ア 企画書又は既存のシナリオ若しくは試聴用DVD（以下「企画書等」という。）。

なお、視聴用DVDは、家庭用の再生機で再生できること。

また、企画（番組）内容は、仕様書及び「10 審査基準」を参考にすること。

追加で提供可能な番組、その他のソフト等又は集客増につながる提案（配布用ノベルティなど）がある場合、その概要を併せて提出すること。

イ 提出企画数

複数企画の提出を可とする。

ウ 見積書

(ア) 宛先は、高松市長とすること。

(イ) 見積価格には次の費用を含むこと。

- a 番組制作費
- b 据付費及び撤去費
- c 打合せ経費
- d 消費税及び地方消費税の額

(ウ) 見積書には、見積額の内訳、番組の対象年齢及び投影時間を明記すること。

(エ) 押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の部署名及び氏名並びに担当者（事務を担当する部門の者）の部署名及び氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。

なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となり、また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認められない。

(2) 提出部数

ア (1)ア 6部（試聴用DVDの場合は、3枚）

イ (1)ウ 1部

(3) 提出先及び提出期限

ア 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留に限る）又は持参。（持参の場合は、午前9時から午後5時まで。休館日を除く。）

イ 提出先

6(3)イに同じ。

ウ 提出期限

令和6年6月14日（金） 午後3時まで
提出期限までに到着したものに限り受理する。

(4) 企画コンペ成立要件

提出された企画が1企画以上ある場合、本要領に基づく企画コンペは成立するものとする。

9 審査方法等

(1) 審査方法

ア 提出期限後に「高松市子ども未来館プラネタリウム投影用番組（令和6年度夏番組）選定委員会」を開催し、提出された企画書等を元に「10 審査基準」に記載の内容により点数化して審査、採点し、評価第1位の企画を選定する。

なお、審査は非公開とする。

イ 審査の結果、得点が同点であった場合は、以下により評価順位を定める。

a 追加で提供可能な番組、その他のソフト等又は集客増につながる提案（配布用ノベルティなど）がある場合、5点加点する。

b aの加点後、なお同点の場合は、見積価格がより低い企画を選定する。

c bにおいて、得点・見積価格ともに同一となった場合は、「10 審査基準」（1）の視点において、NO.1の得点が高いものを選定する。

d a～cにおいて、なお同率の場合は、くじにより評価順位を定める。

なお、くじは、「契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領」の例により行うものとする。

(2) 選定委員

選定委員は5名とし、本市職員及び教育に関する知識を有する外部委員によって組織する。

(3) 審査結果

ア 選定終了後、選定結果を全ての企画提出者に通知する。

イ 評価第1位に選定された企画を提出した事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、評価第2位に選定された企画を提出した事業者と交渉を行う。

10 審査基準

(1) 提案書の審査における具体的視点及び配点は以下のとおりとする。

NO.	視点	配点
1	物語・テーマや登場する人物・キャラクター等の知名度や人気が高いなど、利用者の関心を集めやすく、より多くの観覧者数が期待できる番組内容となっているか。	20
2	仕様書「2番組内容等」(2)の対象年齢(小学生以上)を中心的な対象とした内容であるとともに、幅広い年齢層が楽しめる要素が含まれているか。	20
3	天文・星座等に関連した内容が含まれており、夏休みの自由研究の題材となりうる要素を持っているか。	25
4	映像が美しく、音響効果が優れており、ナレーションは聞き取りやすいか。	10
5	見積価格は妥当か。(見積書の提案価格について、最も安価な提案を5点とし、同提案額を基準として、安価な順に1点減点していく。6位以降は配点なしとする。)	5
6	その他、集客につながる工夫や提案など、特に評価すべき点があるか。	20

(2) 留意点

提案する番組については、いわゆる「光過敏性てんかん(光過敏性発作)」等を誘発する可能性など、有害な刺激が含まれていないことを条件とする。

11 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約の締結

当該業務に係る委託料は、予算の範囲内で定めた次の額を上限とする。

3,000千円

(4) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号の一に該当する場合は免除する。

(5) 委託料の支払条件

本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記3の要件を満たさなくなった者

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込価格）が前記 11(3)の提案上限額を超えている場合

13 企画コンペの中止等

高松市がやむを得ない理由等により企画コンペを実施することができないと認めるときは、企画コンペの実施を中止又は取り消すことがある。

14 不当要求行為の排除対策

高松市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html)

15 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

16 その他留意事項

- (1) 本企画コンペに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画（番組）内容等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、高松市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとする。
- (4) 企画書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画書又はシナリオ若しくは試聴用DVDは返却しない。

17 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）

※契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosya/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan

[/compliance.html](#))

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

※契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kokuho/kenko/shimeiteishi.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf)